

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－1 経営管理</p> <p>Ⅱ－1－2 主な着眼点</p> <p>経営管理が有効に機能するためには、代表取締役、取締役・取締役会、代表執行役、執行役、監査役（<u>委員会設置会社</u>にあつては監査委員）・監査役会（<u>委員会設置会社</u>にあつては監査委員会）、保険計理人及び全ての職階における職員が自らの役割を理解しそのプロセスに十分関与することが重要となる。その中でも、代表取締役、取締役・取締役会、監査役（<u>委員会設置会社</u>にあつては監査委員）・監査役会（<u>委員会設置会社</u>にあつては監査委員会）、管理者、内部監査部門、外部監査機能、保険計理人及び総代会が果たす責務が重大である。</p> <p>また、保険業法は、保険業の高度な公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保し、保険契約者等の保護を図ることを求めていることを踏まえ、保険会社の常務に従事する取締役（<u>委員会設置会社</u>にあつては保険会社の常務に従事する取締役及び執行役）及び監査役（<u>委員会設置会社</u>にあつては監査委員）には、その資質について極めて高いものが求められる。</p> <p>経営管理のモニタリングにあたっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。</p> <p>Ⅱ－1－2－1 監査役会設置会社である保険会社の場合</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－1 経営管理</p> <p>Ⅱ－1－2 主な着眼点</p> <p>経営管理が有効に機能するためには、代表取締役、取締役・取締役会、代表執行役、執行役、監査役（<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては監査委員、<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては監査等委員）・監査役会（<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては監査委員会、<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては監査等委員会）、保険計理人及び全ての職階における職員が自らの役割を理解しそのプロセスに十分関与することが重要となる。その中でも、代表取締役、取締役・取締役会、監査役（<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては監査委員、<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては監査等委員）・監査役会（<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては監査委員会、<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては監査等委員会）、管理者、内部監査部門、外部監査機能、保険計理人及び総代会が果たす責務が重大である。</p> <p>また、保険業法は、保険業の高度な公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保し、保険契約者等の保護を図ることを求めていることを踏まえ、保険会社の常務に従事する取締役（<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては保険会社の常務に従事する取締役及び執行役）及び監査役（<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては監査委員、<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては監査等委員）には、その資質について極めて高いものが求められる。</p> <p>経営管理のモニタリングにあたっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。</p> <p>Ⅱ－1－2－1 監査役会設置会社である保険会社の場合</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(1) 代表取締役 ①・② (略) (新設)</p> <p>③ 代表取締役は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。 また、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。</p> <p>(新設)</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) 取締役及び取締役会 ① (略) (新設)</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>⑨ 取締役会は内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設</p>	<p>(1) 代表取締役 ①・② (略)</p> <p>③ <u>代表取締役は、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための内部管理態勢を構築しているか。</u></p> <p>④ 代表取締役は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。<u>また、内部監査態勢に関し、監査役監査又は当局検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。</u> また、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。</p> <p>⑤ <u>代表取締役は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査役監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。</u> <u>特に、監査役監査を取り巻く環境の変化に対応した動き、例えば監査役監査基準（公益社団法人日本監査役協会（以下、「日本監査役協会」という。））等を理解し、監査役の円滑な監査活動を保障しているか。</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>(2) 取締役及び取締役会 ① (略)</p> <p>② <u>社外取締役が選任されている場合には、社外取締役は、経営の意思決定の客観性を確保する等の観点から自らの意義を認識し、積極的に取締役会に参加しているか。また、社外取締役の選任議案を決定する場合には、社外取締役に期待される役割を踏まえ、保険会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を検証し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。</u> また、社外取締役が取締役会で適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>⑩ 取締役会は内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。</p> <p>また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。</p> <p>さらに、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。</p> <p>⑩～⑬ （略）</p> <p>(3) 監査役及び監査役会 ①～⑤ （略） (参考) 「監査役監査基準」 (<u>公益社団法人日本監査役協会 平成 23 年 3 月 10 日改正</u>)</p> <p>(4) 管理者（営業拠点長と同等以上の職責を負う<u>上級管理職</u>）</p> <p>(5)・(6) （略）</p> <p>（新設）</p> <p>(7)・(8) （略）</p> <p>Ⅱ-1-2-2 <u>委員会設置会社</u>である保険会社の場合</p> <p>（注） <u>委員会設置会社</u>である保険会社については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等がそれぞれ与えられた責任と権限等を踏まえ、その機能が適切に発揮されているかどうかといった観点から検証する必要があるが、具体的には、各々の組織・権限委任等の実態に即して、本監督指針の趣旨を踏まえつつ検証を行うこととなる。</p>	<p>定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。<u>また、内部監査態勢に関し、監査役監査又は当局検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。</u></p> <p>また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。</p> <p>さらに、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。</p> <p>⑪～⑭ （略）</p> <p>(3) 監査役及び監査役会 ①～⑤ （略） (参考) 「監査役監査基準」 (<u>日本監査役協会</u>)</p> <p>(4) 管理者（営業拠点長と同等以上の職責を負う<u>上級管理者</u>）</p> <p>(5)・(6) （略）</p> <p>(7) <u>監査機能の連係</u> <u>外部監査機能と内部監査部門又は監査役・監査役会の連係が有効に機能しているか。</u></p> <p>(8)・(9) （略）</p> <p>Ⅱ-1-2-2 <u>指名委員会等設置会社</u>である保険会社の場合</p> <p>（注） <u>指名委員会等設置会社</u>である保険会社については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等がそれぞれ与えられた責任と権限等を踏まえ、その機能が適切に発揮されているかどうかといった観点から検証する必要があるが、具体的には、各々の組織・権限委任等の実態に即して、本監督指針の趣旨を踏まえつつ検証を行うこととなる。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 監査委員会等 ①～⑤ (略) (参考) 「監査委員会監査基準」(公益社団法人日本監査役協会 平成23年5月12日改正)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 管理者(営業拠点長と同等以上の職責を負う上級管理者) ① 管理者は、リスクの所在、リスクの種類及びリスク管理手法を十分理解した上で、リスク管理方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理など、適切なリスク管理を実行しているか。 ② 管理者は取締役会等で定められた方針に基づき、相互牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 外部監査機能 委員会設置会社の外部監査機能については、Ⅱ-1-2-1(6)に準じて検証することとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(7) 保険計理人 委員会設置会社の保険計理人については、Ⅱ-1-2-1(7)に準じて検証することとする。</p> <p>(8) 総代会</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 監査委員会等 ①～⑤ (略) (参考) 「監査委員会監査基準」(日本監査役協会)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 管理者(営業拠点長と同等以上の職責を負う上級管理者) 指名委員会等設置会社の管理者については、Ⅱ-1-2-1(4)に準じて検証することとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 外部監査機能 指名委員会等設置会社の外部監査機能については、Ⅱ-1-2-1(6)に準じて検証することとする。</p> <p>(7) 監査機能の連係 指名委員会等設置会社の監査機能の連係については、Ⅱ-1-2-1(7)に準じて検証することとする。</p> <p>(8) 保険計理人 指名委員会等設置会社の保険計理人については、Ⅱ-1-2-1(8)に準じて検証することとする。</p> <p>(9) 総代会</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>委員会設置会社の総代会については、Ⅱ-1-2-1(8)に準じて検証することとする。</u></p> <p><u>(参考) 経営管理（ガバナンス）態勢に関する監督に当たっての着眼点については、以下が参考となる。</u></p> <p>① <u>金融庁「保険検査マニュアル（保険会社に係る検査マニュアル）」</u> ② <u>「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」</u> （平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）</p> <p><u>(注) 以下、本監督指針においては、原則として監査役会設置会社である保険会社の場合を前提に記載するが、委員会設置会社である保険会社の場合には、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して適宜読み替えて検証等を行うこととする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>指名委員会等設置会社の総代会については、Ⅱ-1-2-1(9)に準じて検証することとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>Ⅱ-1-2-3 監査等委員会設置会社である保険会社の場合</u></p> <p><u>(1) 代表取締役</u></p> <p>① <u>法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、代表取締役が率先して法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。</u></p> <p>② <u>代表取締役は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。</u></p> <p>③ <u>代表取締役は、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための内部管理態勢を構築しているか。</u></p> <p>④ <u>代表取締役は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、内部監査態勢に関し、監査等委員会による監査又は当局検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。</u> <u>また、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。</u></p> <p>⑤ <u>代表取締役は、監査等委員会による監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査等委員会による監査の有効性確保のための環境整備が重</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>要であることを認識しているか。</u></p> <p>⑥ <u>代表取締役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、保険会社に対する公共の信頼を維持し、保険会社の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、政府指針の内容を踏まえて取締役会で決定された基本方針を社内外に宣言しているか。</u></p> <p>(2) <u>取締役及び取締役会</u></p> <p>① <u>取締役は、業務執行にあたる代表取締役等の独断専行を牽制・抑止し、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。</u></p> <p>② <u>社外取締役は、経営の意思決定の客観性を確保する等の観点から自らの意義を認識し、積極的に取締役会に参加しているか。また、社外取締役の選任議案を決定する場合には、社外取締役に期待される役割を踏まえ、保険会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係を検証し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。</u> <u>また、社外取締役が取締役会で適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。</u></p> <p>③ <u>取締役会は、各保険会社が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。</u></p> <p>④ <u>取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、全社的な内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。また、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。</u></p> <p>⑤ <u>取締役は、適時・適切な保険金等の支払いが健全かつ適切な業務運営の確保に重大な影響を与えることを十分認識しているか。</u></p> <p>⑥ <u>取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>に担当取締役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。</p> <p>⑦ 取締役会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、社内に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ随時見直しているか。さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。</p> <p>⑧ 取締役会等は、保険金等の支払いに係る適切な業務運営が行われるよう、経営資源の配分を適切に行っているか。また、保険金等の支払管理が適切に行われているかどうか確認しているか。</p> <p>⑨ 取締役会は、あらゆる職階における職員に対し経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成するとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。</p> <p>⑩ 取締役会は内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、内部監査態勢に関し、監査等委員会による監査又は当局検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。</p> <p>また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。</p> <p>さらに、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。</p> <p>⑪ 取締役は、監査等委員会による監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査等委員会による監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。また、監査等委員である取締役の選任議案を決定するに際し、監査等委員としての独立性・適格性等を慎重に検討しているか。特に、監査等委員である社外取締役が監査体制の中立性・独立性を一層高める観点からその選任が義務付けられている趣旨を認識しているか。</p> <p>さらに、監査等委員である社外取締役が適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>⑫ 保険会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第8条の2に掲げる「<u>経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験</u>」及び「<u>十分な社会的信用</u>」として、例えば、以下のような要素が適切に勘案されているか。</p> <p>ア. <u>経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験</u></p> <p>保険業法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、保険会社の業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他当該保険会社の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。</p> <p>イ. <u>十分な社会的信用</u></p> <p>(ア) <u>反社会的行為に関与したことがないか。</u></p> <p>(イ) <u>暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。</u></p> <p>(ウ) <u>金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</u></p> <p>(エ) <u>禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</u></p> <p>(オ) <u>過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。</u></p> <p>(カ) <u>過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受け</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>たことがないか。</u> <u>(キ) 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。</u></p> <p>⑬ <u>取締役会は、保険計理人を選任するにあたり、会計監査人との独立性確保に留意しているか。</u></p> <p>⑭ <u>取締役会において選任する保険計理人については、当該保険計理人（選任しようとする者を含む。）が規則第78条に規定する要件に該当する者であることに加え、日本アクチュアリー会において実施する継続教育において一定の研修の履修を達成している等、正会員としての資質の継続的維持・向上に努めている者であるなど、保険計理人として適切な者であるかについて定期的に確認しているか。</u></p> <p>⑮ <u>取締役会は、各関連部門との連携等により、保険計理人に対し必要な情報を提供するなど保険計理人がその職務を十分に果たすことができる態勢を構築し、定期的にその機能状況を確認しているか。</u></p> <p>(3) <u>監査等委員会</u></p> <p>① <u>監査等委員会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。</u></p> <p>② <u>監査等委員会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を的確に実施し必要な措置を適時に講じているか。</u></p> <p>③ <u>保険金等支払実務に関する体系的な監査手法を確立しているか。</u></p> <p>④ <u>監査等委員会は、取締役の職務の執行の適法性及び妥当性等を監査するため、監査等委員会の職務を補助すべき使用人、内部監査部門、会計監査人等を有効に活用しているか。</u> <u>監査役設置会社における監査役がいわゆる実査を行うことができることに比べ、社外取締役中心の監査等委員会は、内部統制システムを通じたいわゆる組織監査を行うという制度的な基盤を踏まえて、特に内部監査部門が監査等委員会をサポートする体制が整備されているか。</u></p> <p>⑤ <u>監査等委員会は、取締役が株主総会等に提出する監査等委員である取締役の選任議案について、同意の審議に際し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>特に監査等委員である社外取締役については、保険会社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係を検証しているか。</p> <p>⑥ 保険会社の監査等委員である取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、<u>法第8条の2に掲げる「保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。</u></p> <p>ア. <u>保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験</u> <u>内部統制システムの構築・運用に係る取締役会の審議等において、積極的な役割を果たすに足る知識・経験、その他独立した立場から取締役の職務を監査することにより、保険会社の健全かつ適切な運営を確保するための知識・経験を有しているか。</u></p> <p>イ. <u>十分な社会的信用</u> <u>(ア) 反社会的行為に関与したことがないか。</u> <u>(イ) 暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。</u> <u>(ウ) 金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</u> <u>(エ) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</u> <u>(オ) 過去において所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。</u> <u>(カ) 過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>(キ) <u>過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。</u></p> <p>(参考) <u>「監査等委員会監査等基準」(日本監査役協会)</u></p> <p>(4) <u>管理者(営業拠点長と同等以上の職責を負う上級管理者)監査等委員会設置会社の管理者については、Ⅱ-1-2-1(4)に準じて検証することとする。</u></p> <p>(5) <u>内部監査部門</u></p> <p>① <u>内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる態勢となっているか。</u></p> <p>② <u>内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案するとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。</u></p> <p>③ <u>内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等に基づき、支払管理部門をはじめとした全ての部門の全ての業務に対する監査を実施しているか。</u></p> <p>④ <u>内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び監査等委員会に報告しているか。</u></p> <p>⑤ <u>内部監査部門は、内部監査報告書で指摘された問題点に対する被監査部門等の改善への取り組み状況を適切に管理しているか。</u></p> <p>(6) <u>外部監査機能</u> <u>監査等委員会設置会社の外部監査機能については、Ⅱ-1-2-1(6)に準じて検証することとする。</u></p> <p>(7) <u>監査機能の連係</u> <u>監査等委員会設置会社の監査機能の連係については、Ⅱ-1-2-1(7)に準じて検証することとする。</u></p> <p>(8) <u>保険計理人</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>Ⅱ-1-3 監督手法・対応</p> <p>下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、<u>経営管理</u>について検証することとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 通常の監督事務を通じた<u>経営管理</u>の検証 <u>経営管理</u>については、上記(1)から(3)のヒアリング等に加え、例えば、免許審査、取締役、執行役、監査役、監査委員及び会計監査人の選任・退任届出の受理、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件届、早期警戒制度、早期是正措置などの通常の監督事務を通じても、<u>経営管理</u>の有効性について検証することとする。</p>	<p><u>監査等委員会設置会社の保険計理人については、Ⅱ-1-2-1(8)に準じて検証することとする。</u></p> <p>(9) 総代会 <u>監査等委員会設置会社の総代会については、Ⅱ-1-2-1(9)に準じて検証することとする。</u></p> <p>(参考) <u>経営管理（ガバナンス）態勢に関する監督に当たっての着眼点については、以下が参考となる。</u></p> <p>① <u>金融庁「保険検査マニュアル（保険会社に係る検査マニュアル）」</u> ② <u>「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）</u></p> <p>(注) <u>以下、本監督指針においては、原則として監査役会設置会社である保険会社の場合を前提に記載するが、指名委員会等設置会社又は監査等委員会設置会社である保険会社の場合には、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して適宜読み替えて検証等を行うこととする。</u></p> <p>Ⅱ-1-3 監督手法・対応</p> <p>下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、<u>経営管理態勢</u>について検証することとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 通常の監督事務を通じた<u>経営管理態勢</u>の検証 <u>経営管理態勢</u>については、上記(1)から(3)のヒアリング等に加え、例えば、免許審査、取締役、執行役、監査役、監査委員、監査等委員及び会計監査人の選任・退任届出の受理、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件届、早期警戒制度、早期是正措置などの通常の監督事務を通じても、<u>経営管理態勢</u>の有効性について検証することとする。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(5) (略)</p> <p>(6) 監督上の対応</p> <p>① (略)</p> <p>② 保険会社の常務に従事する取締役・執行役・監査役・監査委員が、<u>Ⅱ-1-2-1(2)⑩</u>、<u>Ⅱ-1-2-2(1)⑧</u>、<u>Ⅱ-1-2-2(3)⑧</u>、<u>Ⅱ-1-2-1(3)⑤</u>及び<u>Ⅱ-1-2-2(2)⑤</u>に掲げる勘案すべき要素に照らし不適格と認められる場合又はその選任議案の決定若しくは選任にあたり、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、取締役・執行役・監査役・監査委員の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての保険会社の認識及び取締役・監査役の選任議案の決定プロセス等又は執行役・監査委員の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第128条に基づき報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合で、自主的な改善努力に委ねたのでは、保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第132条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>③ 保険会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき又は公益を害する行為をしたときで、保険会社の常務に従事する取締役・執行役・監査役・監査委員の適格性の不備にその主たる原因があると認められるとき、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったことに重大な原因があると認められるときなどの場合には、法第133条（外国保険会社等においては、法第205条。免許特定法人又は引受社員においては、法第231条又は第232条。以下同じ。）に基づき取締役・執行役・監査役・<u>監査委員</u>・会計監査人の解任を命ずることを検討するものとする。</p> <p>(注) <u>Ⅱ-1-2-1(2)⑩</u>、<u>Ⅱ-1-2-2(1)⑧</u>、<u>Ⅱ-1-2-2(3)⑧</u>、<u>Ⅱ-</u></p>	<p>(5) (略)</p> <p>(6) 監督上の対応</p> <p>① (略)</p> <p>② 保険会社の常務に従事する取締役・執行役・監査役・監査委員・<u>監査等委員</u>が、<u>Ⅱ-1-2-1(2)⑪</u>、<u>Ⅱ-1-2-2(1)⑧</u>、<u>Ⅱ-1-2-3(2)⑫</u>、<u>Ⅱ-1-2-2(3)⑧</u>、<u>Ⅱ-1-2-1(3)⑤</u>、<u>Ⅱ-1-2-2(2)⑤</u>又は<u>Ⅱ-1-2-3(3)⑥</u>に掲げる勘案すべき要素に照らし不適格と認められる場合又はその選任議案の決定若しくは選任にあたり、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、取締役・執行役・監査役・監査委員・<u>監査等委員</u>の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての保険会社の認識及び取締役・監査役・<u>監査等委員</u>の選任議案の決定プロセス等又は執行役・監査委員の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第128条に基づき報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合で、自主的な改善努力に委ねたのでは、保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第132条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>③ 保険会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき又は公益を害する行為をしたときで、保険会社の常務に従事する取締役・執行役・監査役・監査委員・<u>監査等委員</u>・<u>日本における代表者の適格性の不備にその主たる原因があると認められるとき、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったことに重大な原因があると認められるときなどの場合には、法第133条（外国保険会社等においては、法第205条。免許特定法人又は引受社員においては、法第231条又は第232条。以下同じ。）に基づき取締役（監査委員・監査等委員である場合を含む。）</u>・執行役・監査役・<u>日本における代表者</u>・会計監査人の解任を命ずることを検討するものとする。</p> <p>(注) <u>Ⅱ-1-2-1(2)⑪</u>、<u>Ⅱ-1-2-2(1)⑧</u>、<u>Ⅱ-1-2-3(2)⑫</u>、<u>Ⅱ-</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>1-2-1(3)⑤及びII-1-2-2(2)⑤に掲げる取締役・執行役・監査役・監査委員の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、各保険会社の取締役・執行役・監査役・監査委員の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において法第8条の2に規定されている適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。取締役・監査役の選任議案の決定又は執行役・監査委員の選任にあたっては、まずは保険会社自身がその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々時点における取締役・執行役・監査役・監査委員個人の資質を総合的に勘案して適切に判断するとともに、免許申請や取締役・執行役・監査役・監査委員の選任の届出等において、監督当局への説明責任を果たすべきものであることに留意する必要がある（様式・参考資料編 様式1、31参照）。</p> <p>（中略）</p> <p>II-3 統合的リスク管理態勢</p> <p>II-3-14 オペレーショナル・リスク管理態勢</p> <p>II-3-14-2 システムリスク管理態勢</p> <p>II-3-14-2-2 主な着眼点</p> <p>(1) システムリスクに対する認識等</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 代表取締役及び取締役（委員会設置会社にあつては執行役）は、システム障害発生等の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。</p> <p>また、自らが指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。</p>	<p>1-2-2(3)⑧、II-1-2-1(3)⑤、II-1-2-2(2)⑤又はII-1-2-3(3)⑥に掲げる取締役・執行役・監査役・監査委員・監査等委員の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、各保険会社の取締役・執行役・監査役・監査委員・監査等委員の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において法第8条の2に規定されている適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。取締役・監査役・監査等委員の選任議案の決定又は執行役・監査委員の選任にあたっては、まずは保険会社自身がその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々時点における取締役・執行役・監査役・監査委員・監査等委員個人の資質を総合的に勘案して適切に判断するとともに、免許申請や取締役・執行役・監査役・監査委員・監査等委員の選任の届出等において、監督当局への説明責任を果たすべきものであることに留意する必要がある（様式・参考資料編 様式1、31及び31の2参照）。</p> <p>（中略）</p> <p>II-3 統合的リスク管理態勢</p> <p>II-3-14 オペレーショナル・リスク管理態勢</p> <p>II-3-14-2 システムリスク管理態勢</p> <p>II-3-14-2-2 主な着眼点</p> <p>(1) システムリスクに対する認識等</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 代表取締役及び取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）は、システム障害発生等の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。</p> <p>また、自らが指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(中略)</p> <p>Ⅱ-4 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-4-9 反社会的勢力による被害の防止</p> <p>Ⅱ-4-9-3 監督手法・対応</p> <p>(中略)</p> <p>(注) なお、反社会的勢力への対応に関しては、<u>Ⅱ-1-2(1)④</u>（代表取締役）、<u>Ⅱ-1-2(2)③</u>（取締役及び取締役会）、<u>Ⅱ-4-2-2(16)③イ</u>（保険契約の募集上の留意点）、<u>Ⅱ-4-4-2(2)⑤オ</u>（保険金等支払管理態勢）の事項にも留意する必要がある。</p>	<p>(中略)</p> <p>Ⅱ-4 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-4-9 反社会的勢力による被害の防止</p> <p>Ⅱ-4-9-3 監督手法・対応</p> <p>(中略)</p> <p>(注) なお、反社会的勢力への対応に関しては、<u>Ⅱ-1-2-1(1)⑥</u>（代表取締役）、<u>Ⅱ-1-2-1(2)④</u>（取締役及び取締役会）、<u>Ⅱ-1-2-2(1)⑦</u>（取締役及び取締役会）、<u>Ⅱ-1-2-2(3)⑦</u>（執行役）、<u>Ⅱ-1-2-3(1)⑥</u>（代表取締役）、<u>Ⅱ-1-2-3(2)④</u>（取締役及び取締役会）、<u>Ⅱ-4-2-2(16)③イ</u>（保険契約の募集上の留意点）<u>及びⅡ-4-4-2(2)⑤オ</u>（保険金等支払管理態勢）の事項にも留意する必要がある。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>【様式・参考資料編】 (1) 保険会社関係（別紙様式 1～76）</p> <p><u>別紙様式 1</u></p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>内閣総理大臣 殿 （金融庁長官経由）</p> <p style="text-align: right;">商号又は名称 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">保険業の免許申請書</p> <p>当社は、今般保険業を行いたく、<u>保険業法第3条第1項</u>の規定に基づき、別紙のとおり保険業の免許を申請いたします。</p> <hr/> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>別紙様式 1 の 2</u> 2. 保険業法第4条第2項に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 定款 (2) 事業方法書 (3) 普通保険約款 (4) 保険料及び責任準備金の算出方法書 3. 保険業法施行規則第6条第1項に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 理由書 (2) 会社の登記事項証明書 (3) 創立総会の議事録若しくは株主総会の議事録又はこれに代わる書面 (4) 事業計画書 (5) 直近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類 	<p>【様式・参考資料編】 (1) 保険会社関係（別紙様式 1～76）</p> <p><u>別紙様式1</u></p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>内閣総理大臣 殿 （金融庁長官経由）</p> <p style="text-align: right;">商号又は名称 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">保険業の免許申請書</p> <p>当社は、今般保険業を行いたく、<u>保険業法第3条第1項</u>の規定に基づき、別紙のとおり保険業の免許を申請いたします。</p> <hr/> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>別紙様式1の2</u> 2. 保険業法第4条第2項に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 定款 (2) 事業方法書 (3) 普通保険約款 (4) 保険料及び責任準備金の算出方法書 3. 保険業法施行規則第6条第1項に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 理由書 (2) 会社の登記事項証明書 (3) 創立総会の議事録若しくは株主総会の議事録又はこれに代わる書面 (4) 事業計画書 (5) 直近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(6) 取締役及び監査役（取締役及び執行役）の履歴書</p> <p>(7) 会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）</p> <p>(8) 会計監査人の履歴書（会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）</p> <p>(9) 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面 <u>（相互会社の場合にあっては、社員になろうとする者の名簿）</u></p> <p>(10) 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類</p> <p>(11) 申請者が子会社等を有する場合には、次に掲げる書類 <u>イ）</u> 当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類 <u>ロ）</u> 当該子会社等の役員（役員が法人であるときはその職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類 <u>ハ）</u> 当該子会社等の業務の内容を記載した書類 <u>ニ）</u> 当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類 <u>ホ）</u> 申請者及びその子会社等の業務、財産及び損益の状況の見込みを記載した書類</p> <p>(12) その他参考となるべき事項を記載した書類 <u>（例えば、常務に従事する取締役については、保険業法第8条の2第1項第1号に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び「十分な社会的信用」を有することを申請者が確認する書類等）</u></p> <p>4. 会社法第331条第1項（取締役の資格等）（相互会社にあつては保険業法第53条の2）に該当しないことを証明する書類</p> <p>5. 会社法第333条（会計参与の資格等）（相互会社にあつては保険業法第53条の4において準用する場合を含む。）に該当しないことを証明する書類</p>	<p>(6) 取締役及び監査役（<u>指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、監査等委員会設置会社にあつては取締役</u>）の履歴書</p> <p>(7) 会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）</p> <p>(8) 会計監査人の履歴書（会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）</p> <p>(9) 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面（<u>相互会社の場合にあっては、社員になろうとする者の名簿</u>）</p> <p>(10) 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類</p> <p>(11) 申請者が子会社等を有する場合には、次に掲げる書類 <u>①</u> 当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類 <u>②</u> 当該子会社等の役員（役員が法人であるときはその職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類 <u>③</u> 当該子会社等の業務の内容を記載した書類 <u>④</u> 当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類 <u>⑤</u> 申請者及びその子会社等の業務、財産及び損益の状況の見込みを記載した書類</p> <p>(12) その他参考となるべき事項を記載した書類（<u>例えば、常務に従事する取締役については、保険業法第8条の2第1項第1号に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び「十分な社会的信用」を有することを申請者が確認する書類等</u>）</p> <p>4. 会社法第331条第1項（取締役の資格等）（相互会社にあつては保険業法第53条の2）に該当しないことを証明する書類</p> <p>5. 会社法第333条（会計参与の資格等）（相互会社にあつては保険業法第53条の4において準用する場合を含む。）に該当しないことを証明する書類</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>6. 会社法第335条（監査役の資格等）（相互会社にあつては<u>保険業法第53条の5</u>）に該当しないことを証明する書類</p> <p>7. 親会社に関する書類</p> <p>(1) 親会社と当該会社との取引関係を明らかにする書類</p> <p>(2) 親会社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては基金等変動計算書）</p> <p>(3) 親会社グループ概要</p> <p>8. 組織図</p> <p>9. 登録免許税納付書</p> <p>10. <u>商業登記法第47条（設立の登記）第2号から8号、第10号から第12号に定める書面及び書類</u></p> <p>11. 公正取引委員会の株式取得認可書（写）</p>	<p>6. 会社法第335条（監査役の資格等）（相互会社にあつては<u>保険業法第53条の5</u>）に該当しないことを証明する書類</p> <p>7. 親会社に関する書類</p> <p>(1) 親会社と当該会社との取引関係を明らかにする書類</p> <p>(2) 親会社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては基金等変動計算書）</p> <p>(3) 親会社グループ概要</p> <p>8. 組織図</p> <p>9. 登録免許税納付書</p> <p>10. <u>商業登記法第47条（設立の登記）第2号から8号、第10号から第12号に定める書面及び書類</u></p> <p>11. 公正取引委員会の株式取得認可書（写）</p>
<p><u>(注)</u> 保険会社以外の株式会社が従前の目的を変更して保険業を営む場合は、上記添付書類9及び10に代えて以下の書類を提出する。</p> <p><u>イ)</u> 従前の目的を変更して保険業を営むことを決議した株主総会の議事録</p> <p><u>ロ)</u> 従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにする書面</p> <p><u>ハ)</u> 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書</p>	<p><u>(注)</u> 保険会社以外の株式会社が従前の目的を変更して保険業を営む場合は、上記添付書類9及び10に代えて以下の書類を提出する。</p> <p><u>1.</u> 従前の目的を変更して保険業を営むことを決議した株主総会の議事録</p> <p><u>2.</u> 従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにする書面</p> <p><u>3.</u> 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行					改 正 後				
別紙様式1の2（生命保険業）					別紙様式1の2（生命保険業）				
商 号 又 は 名 称					商 号 又 は 名 称				
資本金の額又は基金の総額					資本金の額又は基金の総額				
取 締 役 及 び 監 査 役 の 役 職 名 及 び 氏 名（注）					取 締 役 及 び 監 査 役 の 役 職 名 及 び 氏 名（注）				
会 計 監 査 人 の 氏 名 又 は 名 称					会 計 監 査 人 の 氏 名 又 は 名 称				
受 け よ う と す る 免 許 の 種 類					受 け よ う と す る 免 許 の 種 類				
本 店 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地					本 店 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地				
業 績 予 想					業 績 予 想				
		設 立 当 該 期	翌 期	翌々期			設 立 当 該 期	翌 期	翌々期
主 要 勘 定	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				主 要 勘 定	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
純 資 産 勘 定	資 本 金 ・ ・ ・				純 資 産 勘 定	資 本 金 ・ ・ ・			
収 支 見 込	経 常 収 益 ・ ・ ・ 経 常 費 用 ・ ・ ・ 経 常 利 益 当 期 純 利 益				収 支 見 込	経 常 収 益 ・ ・ ・ 経 常 費 用 ・ ・ ・ 経 常 利 益 当 期 純 利 益			

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行					改 正 後						
経営諸指標（％）	主要利回	・・・ ・・・ 一般勘定資産 利回り 総資産利回り				経営諸指標（％）	主要利回	・・・ ・・・ 一般勘定資産 利回り 総資産利回り			
		配当率 ソルベンシー・マージン比率 ・・・							配当率 ソルベンシー・マージン比率 ・・・		
役員又は使用人の数		常勤役員 名 使用人 名	非常勤役員 名			役員又は使用人の数		常勤役員 名 使用人 名	非常勤役員 名		
<p>(注) 委員会設置会社にあつては、監査役を執行役と読み替える。</p>					<p>(注) 指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、監査等委員会設置会社にあつては取締役と読み替える。</p>						

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行				改 正 後					
別紙様式1の2(損害保険業)				別紙様式1の2(損害保険業)					
商 号 又 は 名 称				商 号 又 は 名 称					
資本金の額又は基金の総額				資本金の額又は基金の総額					
取締役及び監査役の 役職名及び氏名(注)				取締役及び監査役の 役職名及び氏名(注)					
会計監査人の氏名又は名称				会計監査人の氏名又は名称					
受けようとする免許の種類				受けようとする免許の種類					
本店又は主たる 事務所の所在地				本店又は主たる 事務所の所在地					
業 績 予 想				業 績 予 想					
		設立当該期	翌期	翌々期			設立当該期	翌期	翌々期
主要勘定	・・・ ・・・ ・・・ ・・・				主要勘定	・・・ ・・・ ・・・ ・・・			
純資産勘定	資本金 ・・・				純資産勘定	資本金 ・・・			
収支見込	経常収益 ・・・ 経常費用 ・・・ 経常利益 当期純利益				収支見込	経常収益 ・・・ 経常費用 ・・・ 経常利益 当期純利益			

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行					改 正 後						
経営諸指標（％）	主要利回	・・・ ・・・ 運用資産利回り 総資産利回り				経営諸指標（％）	主要利回	・・・ ・・・ 運用資産利回り 総資産利回り			
		配当率 資本金利益率 損害率 事業費率 ・・・ ソルベンシー・マー ジン比率 ・・・						配当率 資本金利益率 損害率 事業費率 ・・・ ソルベンシー・マー ジン比率 ・・・			
役員又は使用人の数		常勤役員 名 使用人 名	非常勤役員 名		役員又は使用人の数		常勤役員 名 使用人 名	非常勤役員 名			
(注) 委員会設置会社にあつては、監査役を執行役と読み替える。					(注) 指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、監査等委員会設置会社にあつては取締役と読み替える。						

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後																														
<p>別紙様式 31</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">保険会社名 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">役員選退任届出書（事前）</p> <p>保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（<u>委員会設置会社</u>にあつては、保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険会社の常務に従事する取締役を除く。））若しくは会計参与の選退任がありますので、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 2 号及び第 2 号の 3 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">役員（候補者） の氏名</th> <th style="width:15%;">役職名</th> <th style="width:15%;">選任（退任） 予定日*</th> <th style="width:15%;">理 由</th> <th style="width:15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">年 月 日選 任・退任予定</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">年 月 日選 任・退任予定</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	役員（候補者） の氏名	役職名	選任（退任） 予定日*	理 由	備 考			年 月 日選 任・退任予定					年 月 日選 任・退任予定			<p>別紙様式 31</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">保険会社名 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">役員選退任届出書（事前）</p> <p>保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険会社の常務に従事する取締役を除く。））、<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては保険会社を代表する取締役、<u>保険会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（保険会社の常務に従事する取締役を除く。）</u>）若しくは会計参与の選退任がありますので、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 2 号及び第 2 号の 3 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">役員（候補者） の氏名</th> <th style="width:15%;">役職名</th> <th style="width:15%;">選任（退任） 予定日*</th> <th style="width:15%;">理 由</th> <th style="width:15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">年 月 日選 任・退任予定</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">年 月 日選 任・退任予定</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	役員（候補者） の氏名	役職名	選任（退任） 予定日*	理 由	備 考			年 月 日選 任・退任予定					年 月 日選 任・退任予定		
役員（候補者） の氏名	役職名	選任（退任） 予定日*	理 由	備 考																											
		年 月 日選 任・退任予定																													
		年 月 日選 任・退任予定																													
役員（候補者） の氏名	役職名	選任（退任） 予定日*	理 由	備 考																											
		年 月 日選 任・退任予定																													
		年 月 日選 任・退任予定																													

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行					改 正 後				
		年 月 日選 任・退任予定					年 月 日選 任・退任予定		
* 該当するものに丸印を付すこと。					* 該当するものに丸印を付すこと。				
添付書類					添付書類				
<ol style="list-style-type: none"> 1. 履歴書（選任しようとする場合） 2. その他参考となるべき事項を記載した書類（例えば、常務に従事する取締役については、<u>保険業法第8条の2第1項第1号</u>に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び「十分な社会的信用」を有し、かつ、その他欠格事由に該当しないことを届出者が確認する書類等） 					<ol style="list-style-type: none"> 1. 履歴書（選任しようとする場合） 2. その他参考となるべき事項を記載した書類（例えば、常務に従事する取締役については、<u>保険業法第8条の2第1項第1号</u>に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び「十分な社会的信用」を有し、かつ、その他欠格事由に該当しないことを届出者が確認する書類等） 				
(注)					(注)				
<ol style="list-style-type: none"> 1. 「役職名」欄は、選任しようとする場合は新役職名、退任しようとする場合は最終役職名を記載すること。 2. 「理由」欄は、選退任の理由を、特に選任しようとする場合には、当該候補者を選任する理由を具体的に記載すること。 					<ol style="list-style-type: none"> 1. 「役職名」欄は、選任しようとする場合は新役職名、退任しようとする場合は最終役職名を記載すること。 2. 「理由」欄は、選退任の理由を、特に選任しようとする場合には、当該候補者を選任する理由を具体的に記載すること。 				

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行					改 正 後																																		
<p>別紙様式 31 の 2</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">保険会社名 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">役員選退任届出書（事後）</p> <p>保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（<u>委員会設置会社</u>にあつては、保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険会社の常務に従事する取締役を除く。））若しくは会計参与の選退任がありましたので、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 2 号の 2 及び第 2 号の 4 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">役員の氏名</th> <th style="width: 15%;">役職名</th> <th style="width: 15%;">選任（退任）日 *</th> <th style="width: 20%;">理 由</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日選 任・退任</td> <td>（事後届出となつた理由） （選退任の理由）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日選 任・退任</td> <td>（事後届出となつた理由） （選退任の理</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					役員の氏名	役職名	選任（退任）日 *	理 由	備 考			年 月 日選 任・退任	（事後届出となつた理由） （選退任の理由）				年 月 日選 任・退任	（事後届出となつた理由） （選退任の理		<p>別紙様式 31 の 2</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">保険会社名 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">役員選退任届出書（事後）</p> <p>保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険会社の常務に従事する取締役を除く。））、<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては保険会社を代表する取締役、<u>保険会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（保険会社の常務に従事する取締役を除く。）</u>）若しくは会計参与の選退任がありましたので、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 2 号の 2 及び第 2 号の 4 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">役員の氏名</th> <th style="width: 15%;">役職名</th> <th style="width: 15%;">選任（退任）日 *</th> <th style="width: 20%;">理 由</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日選 任・退任</td> <td>（事後届出となつた理由） （選退任の理由）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日選 任・退任</td> <td>（事後届出となつた理由） （選退任の理</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					役員の氏名	役職名	選任（退任）日 *	理 由	備 考			年 月 日選 任・退任	（事後届出となつた理由） （選退任の理由）				年 月 日選 任・退任	（事後届出となつた理由） （選退任の理	
役員の氏名	役職名	選任（退任）日 *	理 由	備 考																																			
		年 月 日選 任・退任	（事後届出となつた理由） （選退任の理由）																																				
		年 月 日選 任・退任	（事後届出となつた理由） （選退任の理																																				
役員の氏名	役職名	選任（退任）日 *	理 由	備 考																																			
		年 月 日選 任・退任	（事後届出となつた理由） （選退任の理由）																																				
		年 月 日選 任・退任	（事後届出となつた理由） （選退任の理																																				

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行					改 正 後				
			由)				由)		
		年 月 日選 任・退任	(事後届出と なった理由) (選退任の理 由)			年 月 日選 任・退任	(事後届出と なった理由) (選退任の理 由)		
* 該当するものに丸印を付すこと。					* 該当するものに丸印を付すこと。				
<p>添付書類</p> <p>1 履歴書（選任があった場合）</p> <p>2 その他参考となるべき事項を記載した書類（例えば、常務に従事する取締役については、<u>保険業法第8条の2第1項第1号</u>に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び「十分な社会的信用」を有し、かつ、その他欠格事由に該当しないことを届出者が確認する書類等）</p> <p>(注)</p> <p>1 「役職名」欄は、選任があった場合は新役職名、退任があった場合は最終役職名を記載すること。</p> <p>2 「理由」欄は、やむを得ず事後届出となった理由及び選退任の理由を、特に選任があった場合には、当該者を選任した理由を具体的に記載すること。</p>					<p>添付書類</p> <p>1 履歴書（選任があった場合）</p> <p>2 その他参考となるべき事項を記載した書類（例えば、常務に従事する取締役については、<u>保険業法第8条の2第1項第1号</u>に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び「十分な社会的信用」を有し、かつ、その他欠格事由に該当しないことを届出者が確認する書類等）</p> <p>(注)</p> <p>1 「役職名」欄は、選任があった場合は新役職名、退任があった場合は最終役職名を記載すること。</p> <p>2 「理由」欄は、やむを得ず事後届出となった理由及び選退任の理由を、特に選任があった場合には、当該者を選任した理由を具体的に記載すること。</p>				

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(2) 保険持株会社関係（別紙様式 1～24）</p> <p>別紙様式 1</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>内閣総理大臣 殿 （金融庁長官経由）</p> <p style="text-align: right;">商号、名称又は氏名 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">保険持株会社に係る認可申請書</p> <p>保険会社を子会社とする持株会社となること（又は持株会社を設立すること）について、保険業法第 271 条の 18 第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請します。</p> <hr/> <p>添付書類</p> <p>1. 理由書</p> <p>2. 申請者又は認可を受けて設立される会社（以下、「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類</p> <p>◎ 保険会社を子会社とする持株会社となろうとする場合は、申請者に関する次に掲げる書類</p> <p>① 定款</p> <p>② 会社の登記事項証明書</p> <p>③ 取締役及び監査役（<u>委員会設置会社</u>にあつては、<u>取締役及び執行役</u>）の履歴書</p> <p>④ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書</p> <p>⑤ 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面</p> <p>⑥ 本件認可に係る法第 271 条の 18 第 1 項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、こ</p>	<p>(2) 保険持株会社関係（別紙様式 1～24）</p> <p>別紙様式 1</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>内閣総理大臣 殿 （金融庁長官経由）</p> <p style="text-align: right;">商号、名称又は氏名 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">保険持株会社に係る認可申請書</p> <p>保険会社を子会社とする持株会社となること（又は持株会社を設立すること）について、保険業法第 271 条の 18 第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。</p> <hr/> <p>添付書類</p> <p>1. 理由書</p> <p>2. 申請者又は認可を受けて設立される会社（以下、「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類</p> <p>(1) 保険会社を子会社とする持株会社となろうとする場合は、申請者に関する次に掲げる書類</p> <p>① 定款</p> <p>② 会社の登記事項証明書</p> <p>③ 取締役及び監査役（<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては<u>取締役及び執行役、監査等委員会設置会社</u>にあつては<u>取締役</u>）の履歴書</p> <p>④ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書</p> <p>⑤ 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面</p> <p>⑥ 本件認可に係る法第 271 条の 18 第 1 項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、こ</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>れに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録その他必要な 手続があったことを証する書面</p> <p>⑦ 主たる事務所の所在地を記載した書類</p> <p>⑧ 業務の内容を記載した書類</p> <p>⑨ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他 当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を 記載した書面</p> <p>⑩ 申請者が行う子会社（子会社となる会社を含む。以下同じ。）の 経営管理に係る体制を記載した書類</p> <p>⑪ 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の 状況を記載した書類</p> <p>③ 保険会社を子会社とする持株会社を設立する場合は、設立会社に関 する次に掲げる書類</p> <p>① 定款</p> <p>② 取締役及び監査役（<u>委員会設置会社</u>にあつては、<u>取締役及び執行 役</u>）の履歴書</p> <p>③ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書</p> <p>④ 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を 記載した書面</p> <p>⑤ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに 関する創立総会の議事録（当該設立会社が株式移転、合併又は会社 分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議 事録その他必要な手続があったことを証する書面</p> <p>⑥ 主たる事務所の所在地を記載した書類</p> <p>⑦ 業務の内容を記載した書類</p> <p>⑧ 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ること ができる書類</p> <p>⑨ 当該設立会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書 類</p> <p>⑩ 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の 状況を記載した書類</p> <p>3. 申請者（又は設立会社）の子会社に関する次に掲げる書類</p> <p>① 商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載した書類</p>	<p>れに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録その他必要な 手続があったことを証する書面</p> <p>⑦ 主たる事務所の所在地を記載した書類</p> <p>⑧ 業務の内容を記載した書類</p> <p>⑨ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他 当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を 記載した書面</p> <p>⑩ 申請者が行う子会社（子会社となる会社を含む。以下同じ。）の 経営管理に係る体制を記載した書類</p> <p>⑪ 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の 状況を記載した書類</p> <p>(2) 保険会社を子会社とする持株会社を設立する場合は、設立会社に関 する次に掲げる書類</p> <p>① 定款</p> <p>② 取締役及び監査役（<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては<u>取締役及び 執行役、監査等委員会設置会社</u>にあつては<u>取締役</u>）の履歴書</p> <p>③ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書</p> <p>④ 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を 記載した書面</p> <p>⑤ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに 関する創立総会の議事録（当該設立会社が株式移転、合併又は会社 分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議 事録その他必要な手続があったことを証する書面</p> <p>⑥ 主たる事務所の所在地を記載した書類</p> <p>⑦ 業務の内容を記載した書類</p> <p>⑧ 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ること ができる書類</p> <p>⑨ 当該設立会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書 類</p> <p>⑩ 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の 状況を記載した書類</p> <p>3. 申請者（又は設立会社）の子会社に関する次に掲げる書類</p> <p>(1) 商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載した書 類</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>② 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類</p> <p>③ 業務の内容を記載した書類</p> <p>④ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面</p> <p>4. 本件認可後五事業年度における申請者（又は設立会社）及びその子会社の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類</p> <p>5. その他参考となるべき事項を記載した書類</p>	<p>(2) 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類</p> <p>(3) 業務の内容を記載した書類</p> <p>(4) 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面</p> <p>4. 本件認可後五事業年度における申請者（又は設立会社）及びその子会社の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類</p> <p>5. その他参考となるべき事項を記載した書類</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行		改 正 後	
別紙様式2の2		別紙様式2の2	
子会社とする会社の概要	商号又は名称		
	資本金の額		
	取締役及び監査役の役職名及び氏名（注1）		
	主たる営業所又は事務所の位置		
	会計参与設置会社にあつては会計参与の氏名又は名称		
	従たる営業所の所在地		
	業務の内容		
	役員及び使用人の数		
	主要株主等の構成	A社 個（総株主の議決権に対する割合 %） B社 個（総株主の議決権に対する割合 %） C社 個（総株主の議決権に対する割合 %）	
子会社とする会社の概要	商号又は名称		
	資本金の額		
	取締役及び監査役の役職名及び氏名（注1）		
	本店、主たる営業所又は事務所の位置		
	会計参与設置会社にあつては会計参与の氏名又は名称		
	従たる営業所又は事務所の所在地		
	業務の内容		
	役員及び使用人の数		
	主要株主等の構成	A社 個（総株主の議決権に対する割合 %） B社 個（総株主の議決権に対する割合 %） C社 個（総株主の議決権に対する割合 %）	

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行					改 正 後				
総株主等の議決権・保有する議決権の数の状況	総株主等の議決権	子会社とする前①	子会社とした後②	増減(②-①)	総株主等の議決権・保有する議決権の数の状況	総株主等の議決権	子会社とする前①	子会社とした後②	増減(②-①)
	保有議決権数(注2)	個	個	個		保有議決権数(注2)	個	個	個
	保有議決権割合(注3)	%	%	%		保有議決権割合(注3)	%	%	%
子会社とする理由					子会社とする理由				
実行予定日	年 月 日 ()				実行予定日	年 月 日 ()			
現地当局の認可等の取得(予定)年月日(注4)	年 月 日 ()				現地当局の認可等の取得(予定)年月日(注4)	年 月 日 ()			
<p>(注)</p> <p>1 委員会設置会社にあつては、監査役を執行役と読み替えること。</p> <p>2 「保有議決権数」欄は、申請者とその子会社の合計の保有議決権数を記入すること。</p> <p>3 「保有議決権割合」欄は、<u>小数点第3位以下を四捨五入して</u>記入すること。</p> <p>4 「現地当局の認可等の取得(予定)年月日」欄は、現地当局の認可・届出等の手続の状況に応じて、該当がある場合に記載すること。</p>					<p>(削除)</p> <p>(注1) <u>指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、監査等委員会設置会社にあつては取締役と読み替えること。</u></p> <p>(注2) 「保有議決権数」欄は、申請者とその子会社の合計の保有議決権数を記入すること。</p> <p>(注3) 「保有議決権割合」欄は、<u>小数点第3位以下を四捨五入して</u>記入すること。</p> <p>(注4) 「現地当局の認可等の取得(予定)年月日」欄は、現地当局の認可・届出等の手続の状況に応じて、該当がある場合に記載すること。</p>				

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行		改 正 後	
別紙様式3の2		別紙様式3の2	
申請に係る子会社の概要	商号又は名称		
	資本金の額		
	取締役及び監査役の役職名及び氏名（注1）		
	会計参与設置会社にあつては会計参与の氏名又は名称		
	主たる営業所又は事務所の位置		
	従たる営業所の所在地		
	業務の内容		
	役員及び使用人の数		
	主要株主等の構成	A社 個（総株主の議決権に対する割合 %） B社 個（総株主の議決権に対する割合 %） C社 個（総株主の議決権に対する割合 %）	
申請に係る子会社の概要	商号又は名称		
	資本金の額		
	取締役及び監査役の役職名及び氏名（注1）		
	会計参与設置会社にあつては会計参与の氏名又は名称		
	本店、主たる営業所又は事務所の位置		
	従たる営業所又は事務所の所在地		
	業務の内容		
	役員及び使用人の数		
	主要株主等の構成	A社 個（総株主の議決権に対する割合 %） B社 個（総株主の議決権に対する割合 %） C社 個（総株主の議決権に対する割合 %）	

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行		改 正 後	
引き続き子会社とする理由		引き続き子会社とする理由	
子会社とした日	年 月 日 ()	子会社とした日	年 月 日 ()
現地当局の認可等の取得 (予定)年月日(注2)	年 月 日 ()	現地当局の認可等の取得 (予定)年月日(注2)	年 月 日 ()
<p>(注)</p> <p>1 委員会設置会社にあつては監査役を執行役と読み替えること。</p> <p>2 「現地当局の認可等の取得(予定)年月日」欄は、現地当局の認可・届出等の手続の状況に応じて、該当がある場合に記載すること。</p>		<p>(削除)</p> <p>(注1) 指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、監査等委員会設置会社にあつては取締役と読み替えること。</p> <p>(注2) 「現地当局の認可等の取得(予定)年月日」欄は、現地当局の認可・届出等の手続の状況に応じて、該当がある場合に記載すること。</p>	

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行					改 正 後				
別紙様式 14					別紙様式 14				
			文 書 番 号 年 月 日					文 書 番 号 年 月 日	
金融庁長官 殿					金融庁長官 殿				
			保険持株会社名 代表者名					保険持株会社名 代表者名	
印					印				
役員選退任届出書（事前）					役員選退任届出書（事前）				
<p>保険持株会社を代表する取締役、保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査役（<u>委員会設置会社</u>にあつては保険持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。）、外国所在保険持株会社にあつては当該外国所在保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者）若しくは会計参与（外国所在保険持株会社にあつては、会計参与又はこれに類する職にある者）の選退任がありますので、<u>保険業法第 271 条の 32 第 2 項第 8 号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第 2 項第 3 号、第 3 号の 3 及び第 3 号の 5</u>の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p>					<p>保険持株会社を代表する取締役、保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査役（<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては保険持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。）、<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては保険持株会社を代表する取締役、<u>保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。）、</u>外国所在保険持株会社にあつては当該外国所在保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者）若しくは会計参与（外国所在保険持株会社にあつては、会計参与又はこれに類する職にある者）の選退任がありますので、<u>保険業法第 271 条の 32 第 2 項第 8 号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第 2 項第 3 号、第 3 号の 3 及び第 3 号の 5</u>の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p>				
記					記				
役員（候補者） の氏名	役職名	選任（退任）予 定日*	理 由	備 考	役員（候補者） の氏名	役職名	選任（退任）予 定日*	理 由	備 考
		年 月 日選 任・退任予定					年 月 日選 任・退任予定		

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行					改 正 後				
		年 月 日選 任・退任予定					年 月 日選 任・退任予定		
		年 月 日選 任・退任予定					年 月 日選 任・退任予定		
* 該当するものに丸印を付すこと。					* 該当するものに丸印を付すこと。				
添付書類 1. 履歴書（選任しようとする場合） 2. その他参考となるべき事項を記載した書類 (注) 1. 「役職名」欄は、選任しようとする場合は新役職名、退任しようとする場合は最終役職名を記載すること。 2. 「理由」欄は、選退任の理由を、特に選任しようとする場合には、当該候補者を選任する理由を具体的に記載すること。					添付書類 1. 履歴書（選任しようとする場合） 2. その他参考となるべき事項を記載した書類 (注) 1. 「役職名」欄は、選任しようとする場合は新役職名、退任しようとする場合は最終役職名を記載すること。 2. 「理由」欄は、選退任の理由を、特に選任しようとする場合には、当該候補者を選任する理由を具体的に記載すること。				

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行					改 正 後				
別紙様式 14 の 2					別紙様式 14 の 2				
			文 書 番 号 年 月 日					文 書 番 号 年 月 日	
金融庁長官 殿					金融庁長官 殿				
			保険持株会社名 代表者名	印				保険持株会社名 代表者名	印
役員選退任届出書（事後）					役員選退任届出書（事後）				
<p>保険持株会社を代表する取締役、保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査役（<u>委員会設置会社</u>にあつては保険持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。）、外国所在保険持株会社にあつては当該外国所在保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者）若しくは会計参与（外国所在保険持株会社にあつては、会計参与又はこれに類する職にある者）の選退任がありましたので、<u>保険業法第 271 条の 32 第 2 項第 8 号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第 2 項第 3 号の 2、第 3 号の 4 及び第 3 号の 6</u>の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p>					<p>保険持株会社を代表する取締役、保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査役（<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては保険持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。）、<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては保険持株会社を代表する取締役、<u>保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。）、</u>外国所在保険持株会社にあつては当該外国所在保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者）若しくは会計参与（外国所在保険持株会社にあつては、会計参与又はこれに類する職にある者）の選退任がありましたので、<u>保険業法第 271 条の 32 第 2 項第 8 号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第 2 項第 3 号の 2、第 3 号の 4 及び第 3 号の 6</u>の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p>				
記					記				
役員の氏名	役職名	選任（退任）日 *	理 由	備 考	役員の氏名	役職名	選任（退任）日 *	理 由	備 考
		年 月 日選 任・退任	（事後届出と なった理由） （選退任の理 由）				年 月 日選 任・退任	（事後届出と なった理由） （選退任の理 由）	

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行					改 正 後				
			(事後届出となつた理由)				(事後届出となつた理由)		
		年 月 日選 任・退任	(選退任の理由)			年 月 日選 任・退任	(選退任の理由)		
		年 月 日選 任・退任	(事後届出となつた理由)			年 月 日選 任・退任	(事後届出となつた理由)		
			(選退任の理由)				(選退任の理由)		

* 該当するものに丸印を付すこと。

添付書類

- 1 履歴書（選任があつた場合）
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

(注)

- 1 「役職名」欄は、選任があつた場合は新役職名、退任があつた場合は最終役職名を記載すること。
- 2 「理由」欄は、やむを得ず事後届出となつた理由及び選退任の理由を、特に選任があつた場合には、当該者を選任した理由を具体的に記載すること。

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(4) 保険主要株主関係（別紙様式 1～11）</p> <p>別紙様式 1</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">商号、名称又は氏名 代表者名 (連絡先) 印</p> <p style="text-align: center;">保険主要株主に係る認可申請書</p> <p>〇〇保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有（又は主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社の設立）をいたしたく、<u>保険業法第 271 条の 10 第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。</u></p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 理由書 2. 申請者に関する(1)、(2)又は(3)に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有しようとする場合（会社その他の法人） <ol style="list-style-type: none"> ① 定款 ② 法人の登記事項証明書 ③ 取締役及び監査役（<u>委員会設置会社</u>にあつては、<u>取締役及び執行役</u>）の履歴書 ④ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書 ⑤ その総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類 ⑥ 当該認可に係る法第 271 条の 10 第 1 項各号に掲げる取引又は行為 	<p>(4) 保険主要株主関係（別紙様式 1～11）</p> <p>別紙様式 1</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">商号、名称又は氏名 代表者名 (連絡先) 印</p> <p style="text-align: center;">保険主要株主に係る認可申請書</p> <p>〇〇保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有（又は主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社の設立）をいたしたく、<u>保険業法第 271 条の 10 第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。</u></p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 理由書 2. 申請者に関する(1)、(2)又は(3)に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有しようとする場合（会社その他の法人） <ol style="list-style-type: none"> ① 定款 ② 法人の登記事項証明書 ③ 取締役及び監査役（<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては<u>取締役及び執行役、監査等委員会設置会社</u>にあつては<u>取締役</u>）の履歴書 ④ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書 ⑤ その総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類 ⑥ 当該認可に係る法第 271 条の 10 第 1 項各号に掲げる取引又は行為

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録（これに準ずる機関において必要な手続があったことを証する書面を含む。）</p> <p>⑦ 主たる事務所の位置を記載した書類</p> <p>⑧ 業務の内容を記載した書類</p> <p>⑨ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類</p> <p>⑩ 当該保険会社の議決権の保有に係る体制を記載した書類</p> <p>⑪ その保有する当該保険会社の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該保険会社の議決権の数を記載した書類</p> <p>⑫ その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類</p> <p>(2) 保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有しようとする場合（会社その他の法人以外）</p> <p>① 名称又は氏名、主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び営んでいる事業又は職業を記載した書類</p> <p>② その保有する当該保険会社の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該保険会社の議決権の数を記載した書類</p> <p>③ 総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上の数の議決権を保有する法人の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類</p> <p>(3) 保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社等の設立をしようとする場合</p> <p>① 定款</p> <p>② 取締役及び監査役（<u>委員会設置会社</u>にあつては、<u>取締役及び執行役</u>）の履歴書</p> <p>③ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書</p> <p>④ その総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有することとなる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を</p>	<p>為が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録（これに準ずる機関において必要な手続があったことを証する書面を含む。）</p> <p>⑦ 主たる事務所の位置を記載した書類</p> <p>⑧ 業務の内容を記載した書類</p> <p>⑨ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類</p> <p>⑩ 当該保険会社の議決権の保有に係る体制を記載した書類</p> <p>⑪ その保有する当該保険会社の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該保険会社の議決権の数を記載した書類</p> <p>⑫ その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類</p> <p>(2) 保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有しようとする場合（会社その他の法人以外）</p> <p>① 名称又は氏名、主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び営んでいる事業又は職業を記載した書類</p> <p>② その保有する当該保険会社の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該保険会社の議決権の数を記載した書類</p> <p>③ 総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上の数の議決権を保有する法人の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類</p> <p>(3) 保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社等の設立をしようとする場合</p> <p>① 定款</p> <p>② 取締役及び監査役（<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては<u>取締役及び執行役、監査等委員会設置会社</u>にあつては<u>取締役</u>）の履歴書</p> <p>③ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書</p> <p>④ その総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有することとなる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>記載した書類</p> <p>⑤ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録等</p> <p>⑥ 主たる事務所の位置を記載した書類</p> <p>⑦ 業務の内容を記載した書類</p> <p>⑧ 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類</p> <p>⑨ 当該保険会社の議決権の保有に係る体制を記載した書類</p> <p>⑩ その保有する当該保険会社の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該保険会社の議決権の数を記載した書類</p> <p>⑪ その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類</p> <p>3. 当該認可後五事業年度におけるその保有する当該保険会社の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼントバリューを記載した書類</p> <p>4. 前号のネットプレゼントバリューに係るストレステストの結果を記載した書類</p> <p>5. 当該認可後に当該保険会社との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針</p> <p>6. その他参考となるべき事項を記載した書類</p>	<p>を記載した書類</p> <p>⑤ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録等</p> <p>⑥ 主たる事務所の位置を記載した書類</p> <p>⑦ 業務の内容を記載した書類</p> <p>⑧ 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類</p> <p>⑨ 当該保険会社の議決権の保有に係る体制を記載した書類</p> <p>⑩ その保有する当該保険会社の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該保険会社の議決権の数を記載した書類</p> <p>⑪ その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類</p> <p>3. 当該認可後五事業年度におけるその保有する当該保険会社の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼントバリューを記載した書類</p> <p>4. 前号のネットプレゼントバリューに係るストレステストの結果を記載した書類</p> <p>5. 当該認可後に当該保険会社との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針</p> <p>6. その他参考となるべき事項を記載した書類</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>別紙様式 2</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名 代表者名 (連絡先)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">特定主要株主に係る認可申請書</p> <p>〇〇保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を猶予期限日後も引き続き保有をいたしたく、<u>保険業法第 271 条の 10 第 2 項ただし書</u>の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。</p> <hr/> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 理由書 2. 当該法人に関する次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> ① 取締役及び監査役（<u>委員会設置会社</u>にあつては、<u>取締役及び執行役</u>）の履歴書 ② 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書 ③ その総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類 ④ 主たる事務所の位置を記載した書類 ⑤ 業務の内容を記載した書類 ⑥ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類 ⑦ 当該保険会社の議決権の保有に係る体制を記載した書類 	<p>別紙様式 2</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名 代表者名 (連絡先)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">特定主要株主に係る認可申請書</p> <p>〇〇保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を猶予期限日後も引き続き保有をいたしたく、<u>保険業法第 271 条の 10 第 2 項ただし書</u>の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。</p> <hr/> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 理由書 2. 当該法人に関する次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役及び監査役（<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては<u>取締役及び執行役、監査等委員会設置会社</u>にあつては<u>取締役</u>）の履歴書 (2) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書 (3) その総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類 (4) 主たる事務所の位置を記載した書類 (5) 業務の内容を記載した書類 (6) 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類 (7) 当該保険会社の議決権の保有に係る体制を記載した書類

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>⑧ その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類</p> <p>3. 当該認可後五事業年度におけるその保有する当該保険会社の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼントバリューを記載した書類</p> <p>4. 前号のネットプレゼントバリューに係るストレステストの結果を記載した書類</p> <p>5. 当該認可後に当該保険会社との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針</p> <p>6. その保有する当該保険会社の議決権の数を記載した書類</p> <p>7. その他参考となるべき事項を記載した書類</p>	<p>(8) その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類</p> <p>3. 当該認可後五事業年度におけるその保有する当該保険会社の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼントバリューを記載した書類</p> <p>4. 前号のネットプレゼントバリューに係るストレステストの結果を記載した書類</p> <p>5. 当該認可後に当該保険会社との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針</p> <p>6. その保有する当該保険会社の議決権の数を記載した書類</p> <p>7. その他参考となるべき事項を記載した書類</p>